

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第32期) 至 平成24年3月31日

明豊ファシリティワークス株式会社

(E05377)

第32期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

明豊ファシリティワークス株式会社

目 次

頁

第32期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	11
3 【対処すべき課題】	12
4 【事業等のリスク】	13
5 【経営上の重要な契約等】	13
6 【研究開発活動】	13
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
第3 【設備の状況】	17
1 【設備投資等の概要】	17
2 【主要な設備の状況】	17
3 【設備の新設、除却等の計画】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
(1) 株式の総数等	19
(2) 新株予約権等の状況	19
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	35
(4) ライツプランの内容	35
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	35
(6) 所有者別状況	36
(7) 大株主の状況	36
(8) 議決権の状況	37
(9) ストックオプション制度の内容	38
2 【自己株式の取得等の状況】	42
3 【配当政策】	42
4 【株価の推移】	43
5 【役員の状況】	44
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	46
第5 【経理の状況】	53
1 【連結財務諸表等】	53
(1) 連結財務諸表	53
(2) その他	53
2 【財務諸表等】	54
(1) 財務諸表	54
(3) その他	83
第6 【提出会社の株式事務の概要】	84
第7 【提出会社の参考情報】	85
1 【提出会社の親会社等の情報】	85
2 【その他の参考情報】	85
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	86

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月26日

【事業年度】 第32期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

【会社名】 明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】 Meiho Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼会長 坂 田 明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番地9号

(本店所在地が、平成23年9月19日付けで東京都千代田区麹町五丁目4番地から上記に移転しております。)

【電話番号】 03 (5211) 0066

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画本部長 大 島 和 男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番地9号

【電話番号】 03 (5211) 0066

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画本部長 大 島 和 男

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
売上高 (千円)	5, 381, 242	6, 500, 075	2, 688, 234	4, 255, 467	4, 874, 988
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	221, 862	396, 497	△ 238, 342	69, 518	150, 190
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	130, 831	195, 758	△ 150, 584	34, 516	53, 380
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	533, 357	533, 737	533, 737	533, 737	533, 889
発行済株式総数 (千株)	12, 702	12, 712	12, 712	12, 712	12, 716
純資産額 (千円)	1, 767, 457	1, 796, 854	1, 599, 861	1, 593, 799	1, 600, 312
総資産額 (千円)	3, 184, 253	2, 666, 287	2, 366, 965	3, 204, 390	3, 684, 422
1 株当たり純資産額 (円)	144. 11	159. 40	140. 95	139. 99	140. 83
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	5. 00 (—)	5. 00 (—)	4. 00 (—)	4. 00 (—)	5. 00 (—)
1 株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額 (△) (円)	10. 56	16. 78	△ 13. 47	3. 09	4. 78
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	10. 14	16. 75	—	3. 08	4. 77
自己資本比率 (%)	55. 3	66. 8	66. 6	48. 8	42. 7
自己資本利益率 (%)	7. 5	11. 0	—	2. 2	3. 4
株価収益率 (倍)	12. 31	5. 54	—	39. 51	26. 18
配当性向 (%)	47. 3	29. 8	—	129. 5	104. 7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 483, 168	842, 857	△ 163, 514	△486, 948	537, 302
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 7, 933	△ 13, 207	1, 987	△18, 832	△75, 406
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 106, 161	△ 174, 069	△ 55, 337	252, 976	75, 068
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	773, 251	1, 428, 832	1, 211, 967	959, 162	1, 496, 126
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	128 (28)	116 (31)	121 (24)	119 (27)	125 (37)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 平成22年 3 月期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
昭和55年 9 月	米国製飛散防止等窓貼フィルムの輸入・販売を目的に、明豊産業㈱を資本金 5 百万円で設立。
昭和58年 4 月	オフィス内装工事を開始。
平成元年 4 月	明朗会計方式(原価と当社の利益を顧客へ開示する方法)を導入。
平成 2 年 9 月	明豊㈱へ社名変更。
平成 6 年 4 月	アットリスクCM方式による設計&プロジェクトマネジメントサービスを、主に在日外資系企業向けに開始。
平成 6 年11月	東京都新宿区本塩町 8 番地 2 へ本社を移転。
平成 7 年 4 月	顧客との情報共有システムとしてエクストラネットワーク(ウェブ上のプロジェクト毎のバーチャルプロジェクトルームで、工事の進捗状況や入札状況を顧客等の関係者と情報共有することができる仕組み)を稼動。
平成13年 1 月	東京都千代田区麹町五丁目 4 番地へ本社を移転。
平成13年 4 月	明豊ファシリティワークス㈱へ社名変更。
平成14年10月	ブロードバンドをベースとした顧客との情報共有システムとして、ビジネスプロセスコラボレーション(BPC:エクストラネットワークが情報を発信するのみであったのに対し、ビジネスプロセスコラボレーションでは顧客との共同作業が可能)を稼動。
平成16年 2 月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成16年11月	大阪市北区中ノ島へ大阪営業所開設。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成18年 2 月	ISMS/BS799を認証取得。
平成18年12月	大阪市西区江戸堀へ大阪営業所移転。
平成19年 1 月	国際規格「ISO27001」/国内規格「JISQ27001」を認証取得。
平成22年 4 月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所(JASDAQ市場)(現 大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場。
平成22年 6 月	Cyril Sweett plc(本社:英国)並びにWidnell Ltd(本社:香港)(現在は両社が合併してCyril Sweett plc)と業務提携。
平成23年 9 月	東京都千代田区平河町二丁目 7 番地 9 へ本社を移転。
平成24年 6 月	大阪営業所から大阪支店へ名称変更。

3 【事業の内容】

(1) 報告セグメント別の事業内容

当社は、オフィスや各種施設に関わるCM（コンストラクション・マネジメント）手法のプロジェクト・マネジメント事業を展開しており、そのサービスの内容から、「オフィス事業」、「CM事業」及び「CREM事業」の3つに区分しております。なお、セグメントと同一の区分であります。

①オフィス事業

オフィスの移転・新設・改修のプロジェクト・マネジメント、ICT・データセンターの構築、ワークスタイルの変革、維持費削減を狙ったスペースの削減等、オフィスづくりと運用に関するあらゆる業務をサポートしております。また、オフィス移転等のコストは独自の設計&CM（コンストラクション・マネジメント）手法による見積査定・入札・交渉を通して、コストミニマムを実現しております。

②CM事業

ビルや学校、工場、医療施設、鉄道駅施設、商業施設、その他各種施設の建設・運用に関する業務をCM手法でサポートしております。また、オフィス事業同様、コストミニマムを実現しており、プロが顧客側につくことによる迅速な意思決定と工期短縮、発注プロセスの可視化による透明性の向上等、顧客本位のサービスを提供しております。

③CREM事業

企業の保有資産の最適化をサポートするCREM（コーポレート・リアル・エステート・マネジメント）として、固定資産の管理・運用業務、多拠点統廃合業務をアウトソーサーとして最適化するサービス等を提供しております。管財業務やファシリティマネジメントといった従来自社で行っていた業務をまるごと代行するサービスや、中長期計画を策定支援するサービスも行っております。

(2) サービス形態別の事業内容

当社は、これからの企業にとって欠かすことができない「生産性の高いオフィスづくり」や「ビルの新築・バリエアップ改修・用途変更」等の、ファシリティ（※1）に関する設計&プロジェクトマネジメントサービス（以下、「設計&PMサービス」という。）を提供しております。

具体的には、次のように顧客（発注者。以下同じ。）のプロジェクトの実現を支援するサービスであります。

①ファシリティマネジメント（FM）の考え方に基づいて、コンサルタントが顧客の経営課題や要望に応じたファシリティの調査・分析・提言等プロジェクトプログラミングを行う（以下、「基本計画の提言」という。）。

②インハウスのデザイナー、建築士、電気・空調・IT・AV・防災等の技術陣が、コスト・工期・品質の最適化を図るために必要な情報を顧客と共有しつつ、基本設計、実施設計、仕様書及び工程表等を作成し監理する。

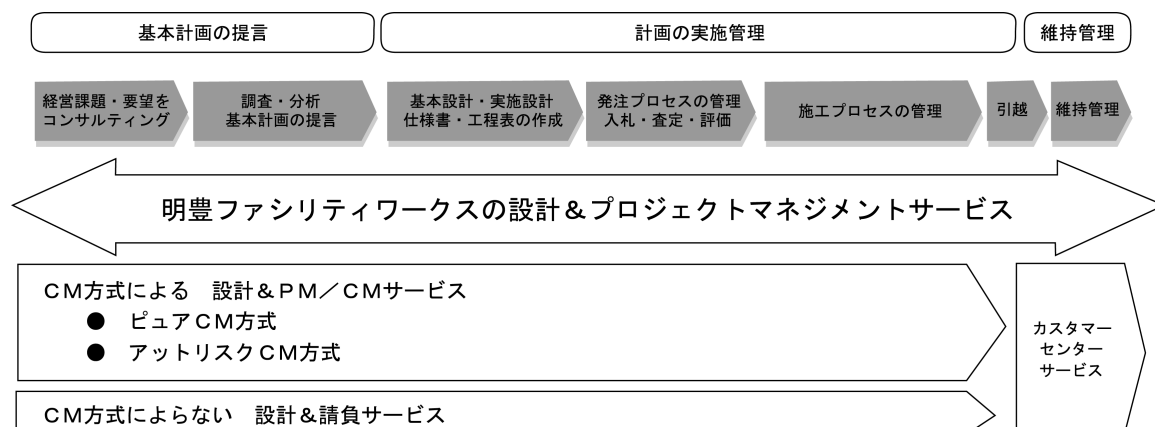
③施工者や資材・設備等の最良な調達方法の選定や、発注先・価格決定の支援をして、発注段階及び施工段階のプロセス（※2）をオープンな環境の中でトータルにマネジメントする。

上記①、②については、顧客の経営戦略及び業務プロセスを検討し、更に特有の企業風土や制度まで加味してコンサルティングやプランニングも行っております。すなわち、当社では、顧客の経営課題や要望に応じたファシリティの基本計画を提言したうえで、品質を優先しながら、コストやスピードにおいても全体最適を図って設計することに主眼を置いております。

上記③については、顧客の補助者・代行者たる専門家として、透明度の高い競争環境のもとで施工者や資材・設備等の仕入先の選定を支援し、それら実際の調達価格を顧客に開示するコンストラクションマネジメント方式（以下、「CM方式」（※3）という。）を平成6年から開始しました。当社では、これを「設計&PM/CMサービス」と呼んでおり、CM方式によらない総合工事業者等が主として行う「設計&請負サービス」と区別しております。

このほかに、カスタマーセンターサービスとして、既存の顧客からの注文に応じて什器備品等の補給やレイアウトの変更などファシリティの維持保全業務も提供しております。

<設計&プロジェクトマネジメントサービスの範囲図>



(※1) ファシリティ／ファシリティマネジメント(FM)

ファシリティとは、企業・団体等がその事業活動のために使用する全施設及び利用する人の環境を包含する概念であり、ヒト、モノ、カネ、情報に次ぐ第5の経営資源と位置付けられる。ファシリティを経営的視点から総合的・戦略的に企画・管理・活用するための経営管理活動がファシリティマネジメント(FM)であり、その目的にはコストミニマム(設備投資、施設運営費の最小化)、エフェクトマキシマム(経営効率や知的生産性など効用の最大化)、フレキシビリティ(将来の発展性や状況変化への柔軟性)、社会及び環境との調和(地域社会や環境保全への配慮)などがある。

(※2) 発注段階及び施工段階のプロセス

発注段階では、発注区分・発注方式の決定、入札仕様書の作成、入札参加者の募集、競争入札の実施、施工者や設備・資材等の仕入先の選定、施工者や仕入先が提示する見積書の査定及び価格交渉などのプロセスがある。施工段階では、施工者間の調整、工程管理、施工者が作成する施工図書のチェック、施工者が行う品質管理のチェック、設備・資材等の納品確認、追加変更のチェック、請求書の整理・管理などのプロセスがある。

(※3) CM方式

1960年代に米国で普及しはじめた建設生産・管理システムであり、各分野の専門家集団であるコンストラクションマネージャー(CMR)が技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うものと位置付けられている。

(3) サービス形態別の契約関係

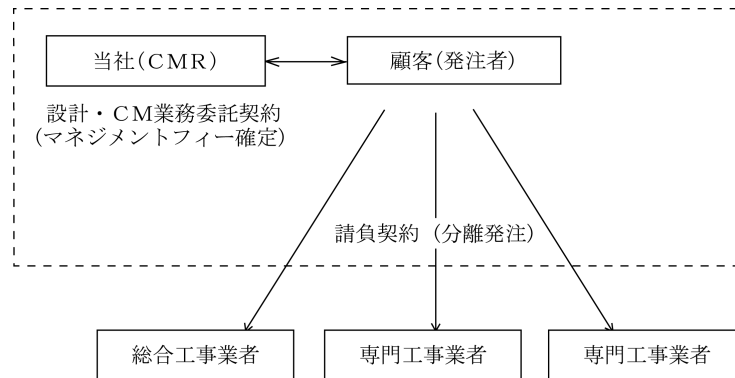
当社が提供する設計&PMサービスには、CM方式による「設計&PM/CMサービス」とCM方式によらない「設計&請負サービス」があり、前者にはピュアCM方式とアットリスクCM方式があります。

①設計&PM/CMサービス(ピュアCM方式)

CM方式による設計&PMサービスであって、顧客が施工者と工事請負契約を締結し、当社は顧客と設計・CM業務委託契約を締結してマネジメントフィーのみを売上計上する形態であります。マネジメントフィーについては、原則として事前に顧客との間で業務内容毎にマンアワー(※4)ベースで計算した固定フィーが取り決められます。なお、コスト・工期・品質などが予想を超えて達成されたとき、当社に対する業務のインセンティブとして「ボーナスの支払い」を契約上定めておく場合もあります。

ピュアCM方式の契約関係は図1のとおりであります。

(図 1)



(注) 当社はマネジメントフィーのみを売上計上する。

(※4) マンパワー

サービス提供のために要した時間に、サービスを提供した社員の管理会計上の時間単価を乗じたアクティビティコストである。当社では毎日の全従業員の全アクティビティコストを定量化することで、プロジェクト毎の採算を的確に把握するマンパワーコスト管理システムを導入している。

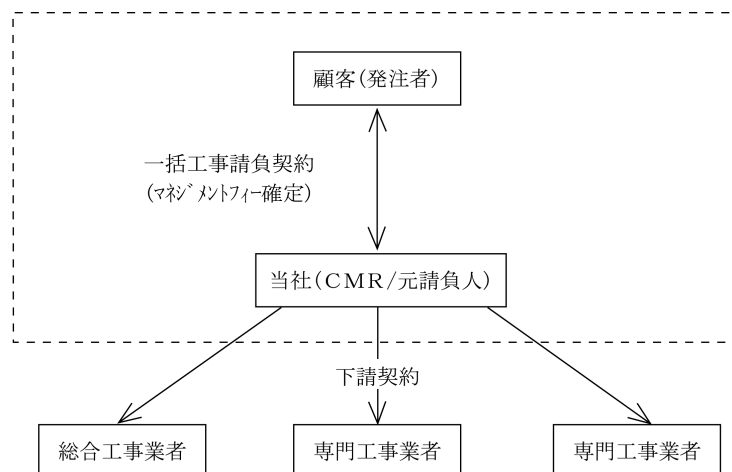
②設計& PM/CMサービス(アットリスクCM方式)

上記と同じCM方式による設計& PMサービスで、当社が施工者と直接工事請負契約を締結することで、施工に関するリスク(工期の維持、品質の確保、工事費予算の遵守、労働安全等)や法律上負担が義務付けられている責任(建設業法に基づく元請責任、労働安全衛生法に基づく統括安全衛生責任者の設置、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任、民法に基づく瑕疵担保責任等)など工事完成に関するリスクをも負担する形態であります。当社の下請となる施工者との請負金額や資材・設備等の調達価格は顧客に開示され、コスト構成の透明性はピュアCM方式と何ら変わりありません。マネジメントフィーについては、ピュアCM方式と同様に業務内容毎にマンパワーベースで計算した固定フィー及びインセンティブ契約がある場合のボーナスに加え、工事請負金額に対する定率フィーが取り決められます。

なお、アットリスクCM方式では、当社は顧客との間でマネジメントフィーが確定した一括工事請負契約を締結し、完成工事高を売上高として計上しておりますが、設計・CM業務に対するマネジメントフィーが収益の源泉となっていることから実質的にはピュアCM方式と同じくフィービジネスであると当社では考えております。

アットリスクCM方式の契約関係は図2のとおりであります。

(図 2)



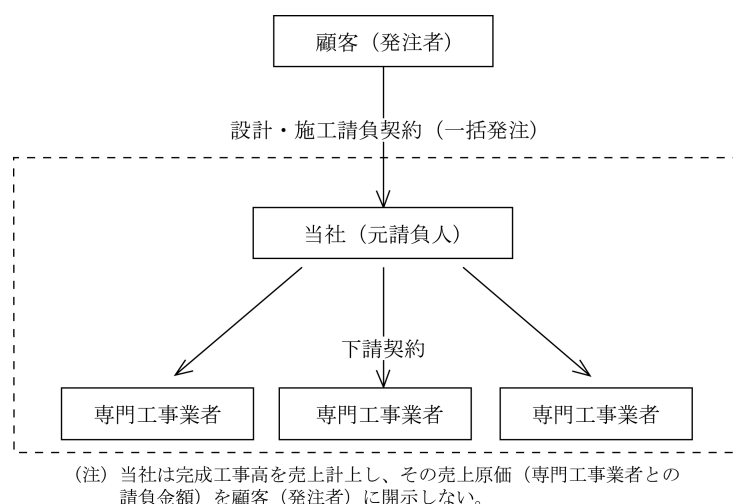
(注) 当社は完成工事高(マネジメントフィーを含む)を売上計上し、その売上原価(専門工事業者との請負金額)を顧客(発注者)に開示する。

③設計&請負サービス

総合工事業者(ゼネコン)と同様に建設工事の元請負人として、当社が顧客との間で設計施工請負契約を締結し、完成工事高を売上計上する形態であります。請負金額は顧客に提示した見積書に基づいて総額にて取り決められ、当社の下請となる施工者や資材・設備等の仕入先に支払う外注費及び材料費のコスト構成を開示しないで工事完成に関するリスクを負担しつつ、適正利益の確保を図ることからこのサービス部分はフィービジネスではないと当社では考えております。

設計&請負サービスの契約関係は図3のとおりであります。

(図3)



このように設計&PMサービスの2つの形態では、事業のコンセプト、顧客や施工者との契約関係、建設業法の規制、リスク及び収益の源泉、売上計上ならびに収益構造などが大きく異なっております。

当社では、CM方式のメリットを顧客にアピールすることで総合工事業者(ゼネコン)との差別化を図りつつ、顧客開拓や受注拡大に取り組んでおります。近年、発注者の意識変化を背景に、施工者の選定プロセス及びコスト構成の透明性が確保されるとともに、説明責任に資する「建設生産・管理システム」の一つとしてCM方式に対する関心が高まっており、CMの業務内容、顧客の補助者・代行者たる専門家としてCM業務に従事するコストラクションマネージャー(以下、「CMR」という。)の役割及び立場、CMRと施工者との関係、マネジメントフィーなどに対する理解も得られるようになってきました。

④CRE・FMサポートサービス

建物とオフィスの両面を理解し、設計からCMまでをワン・ストップで行うことができる当社ならではのサービスで、企業が保有する不動産(CRE)の戦略的マネジメントサポートを行っております。ノンコア業務のアウトソーシングニーズ、コスト削減意識が高まる中、全国に分散している多拠点の統廃合プロジェクト支援や、自社で行っている管財管理の代行業務も行うサービスであります。

⑤カスタマーセンターサービス

前述の各サービス後の什器備品等の補給やレイアウト変更などの対応をカスタマーセンターと呼ぶ専門のチームが対応するサービスで、リピート受注と顧客との関係強化を目指しております。その契約関係は、設計&PMサービス実行時の形態に準じるケースが主です。プロジェクト実行時の基本計画に基づいて維持保全業務も行うという、ファシリティマネジメント本来の考え方に基づくサービスであります。

当社では、すべてのサービスにおいて、より効率的に業務を行うために、情報通信システムを活用した独自の情報共有の仕組みを用いております。

CM方式(ピュアCM方式、アットリスクCM方式)では、情報共有システムとしてビジネスプロセスコラボレーションシステム(※5)を顧客との間に導入し、設計図書の作成・発注・施工の各プロセスの情報をウェブ上で開示・共有化することで顧客の信頼確保に努め、また意思決定を支援するとともに、当社の業務効率の向上に活用しております。

(※5) ビジネスプロセスコラボレーションシステム(BPC)

ブロードバンドや光回線の普及に伴い大容量の通信が安価に可能となったことにより、顧客及び施工者等の関係者で行う一連の作業を閲覧するだけでなく、ウェブ上で共同作業できるBPCを構築。その共同作業に加え、全国地図上にプロジェクト情報をリンクさせ、プロジェクト情報を可視化した結果、関係者は該当地区の旗をクリックするだけで、その時点の詳細なプロジェクトの情報が表示・確認でき、複数の拠点及びプロジェクトが同時に進行するようなケース等で利用している。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
125(37)	41.8	6.0	7,539

セグメントの名称	従業員数(人)
オフィス事業	48(14)
CM事業	37(10)
CREM事業	28(8)
報告セグメント計	113(32)
全社(共通)	12(5)
合計	125(37)

(注) 1. 従業員数は、期末就業人員数であり、契約社員・派遣社員・顧問等の臨時雇用者は、()外数で平均人数を記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度の我が国経済は、東日本大震災による経済活動の低下から一部回復の兆しが見られるものの、夏以降の急激な円高の進行や設備投資・雇用の抑制に加え、欧州における債務危機問題などによる世界経済の減速の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況の中で推移いたしました。

当社では、震災等の影響によるオフィス移転需要の高まりと、このような厳しい投資判断がなされる経済環境においても、建設コスト削減やプロセスの透明性を目的とした引き合いが増え、CM（コンストラクション・マネジメント）手法の認知度向上を実感し、CM手法を採用する当社の優位性を全社で再確認することで、現場力の向上と、組織力の更なる向上に努めました。そして、このCMマーケットの拡大に対応して、優秀な人材の採用の強化と、業務効率改善による生産性向上に邁進し、当初目標とした経営体制の強化をほぼ図ることができ、足場を固めることが出来ました。

これらの結果、売上高は4,874百万円（前期4,255百万円）、売上総利益は1,075百万円（前期779百万円）となりました。

販売費及び一般管理費は予算より抑制した水準にて推移し、営業利益は263百万円（前期70百万円）、経常利益は150百万円（前期69百万円）となりました。本社移転に伴う特別損失28百万円により当期純利益は53百万円（前期34百万円）となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりです。

① オフィス事業

オフィス市場におきましては震災等をきっかけとした、移転先のビルを選定する段階から支援するコンサルティング業務や、耐震性の高いビルへの移転プロジェクト、さらにグループ企業の統合、地方拠点の集約化等、速さと高い専門性が必要となる難易度の高いプロジェクトが多く発生しました。お客様のコスト低減に寄与するとともに、当社の高い専門性とスピード対応がCM手法の優位性を更に高め、受注は堅調に推移しました。

当事業年度は、オフィス入居、移転、改修プロジェクトについて、アットリスクCM方式の請負契約が前事業年度より増加したこともあり、オフィス事業の売上高は2,735百万円（前期2,224百万円）、営業利益131百万円（前期 営業損失△12百万円）と増加しました。

② CM事業

ビルや学校、生産施設、医療施設、鉄道駅施設、リゾート施設、データセンター等のCM市場につきましては、これまでの地道なコンサルティングやコスト削減の実績を基に、前事業年度より多く受注金額を積み上げることが出来ました。

適性価格を迫及したコスト削減、プロが顧客側につくことによる迅速な意思決定と工期短縮、そして説明責任の確保に繋がる発注プロセスの透明性など、建設プロジェクトのすべての段階において、時代の変化と多様な顧客ニーズに適応可能な当社CM事業への要請は益々拡大しています。

当社は、いかなるグループにも属さない完全に独立した地位を確立している上、当社技術者に関するフィーはマンアワー（社員一人ひとりが費やす時間）に基づいており、お客様の納得感を得られ易いものとなっております。この手法は、工事や機器などの調達に当たって、徹底したベンダーフリーと、顧客本位の品質、コスト、スケジュールの最適化実現に優れている結果、幅広い業種からの引き合いが増えました。

前事業年度である平成22年5月20日に公立大学法人大阪府立大学が一般公募した「大阪府立大学における学舎整備事業の実施に関する事業者（事業推進及び資金調達業務）募集要項」に当社単独で応募し、総合評価方式に基づき当社が受注しました。推定同事業費843百万円の多くの部分を前事業年度に売上計上致しました。当事業年度である平成23年5月13日に公立大学法人大阪府立大学が一般公募した「大阪府立大学における学舎整備事業の実施に関する事業者（事業推進及び資金調達業務）募集要項」に金融機関と共同で応募し、総合評価方式に基づき当社は金融機関と共同で受注致しました（推定総事業費2年間で3,314百万円）。1年目である当事業年度に完成した部分が少なく、前事業年度より当事業年度の売上高が少なくなる要因であります。

これらの結果、当事業年度のCM事業の売上高は、1,162百万円（前期1,263百万円）、営業利益127百万円（前期60百万円）となりました。

③ CREM事業

大企業向けを中心に、保有資産の最適化をサポートするCREM市場については、多拠点施設の新築、改善プロジェクトに関して、当社技術者集団による透明なプロセス（CM手法）採用による工事コスト削減や、保有資産のデータベース化による資産情報の集中管理等の成功事例が着実に顧客の評価を獲得出来ております。金融機関、大手企業より既存施設のER（※1 エンジニアリングレポート）や耐震性能の検証業務（※2 耐震診断）など、複数の不動産物件の事業化計画に対して、顧客のニーズに合わせてその事業性を高めることができる当社の専門性およびマネジメント能力も評価されており、LCM（※3 ライフサイクルマネジメント）等の依頼が増加いたしました。また、改正省エネ法および事業継続（BCP）の観点から震災における想定リスク等を見直す企業もあり、自家発電設備導入等、設備改修の依頼が増加いたしました。

これらの結果、当事業年度のCREM事業の売上高は977百万円（前期767百万円）、営業利益4百万円（前期21百万円）となりました。

※1 エンジニアリングレポート

工学的視点から建物状況を調査・レポートするもの。建物の物的価値を正しく把握するためのツール。

※2 耐震診断

既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性（耐震性）、受ける被害の程度を判断する行為。地震による破砕・倒壊を未然に防ぐため、その恐れの有無を把握する目的で行われる。

※3 ライフサイクルマネジメント

建築物のライフサイクルにわたって建築物の各役割における効果や維持の向上、ならびに費用の削減を総合的に行うと共に、生涯の二酸化炭素（LCCO₂）の削減も考慮し、最適な案を選択していく営み。

・震災復興関連の対応について

東日本大震災後におきましては、より耐震性の高い建物へオフィス移転を行う顧客ニーズへの対応や、被災地における工場や商業施設等の復旧、耐震診断や耐震性を高めるための改修などの受注が実現しております。

・環境・省エネ対応について

東日本大震災の影響、改正省エネ法等の対応など、各企業様の省エネや環境に対する意識はさらに高まっております。当社のCM手法は、プロが徹底して顧客側に立つことによって、高い技術的専門性と徹底した競争環境が実現し、顧客の環境目的達成を支援することができます。環境に配慮した最新の技術・手法を活用し、建物の全ライフサイクルを通じて環境負荷低減の設計及びオフィスや保有資産の中長期的な維持管理計画を立案し（LCM）、コスト削減と環境負荷低減を行うなど、当社独自の手法にて最大の投資効果を得るべくCM手法で支援いたしております。

また、前事業年度に都心を離れた遠隔地にゼロエミッションを実現する大型オフィス建物の基本計画・調達・施工監理業務を受注しており、今後の環境対応事業範囲の強化と需要拡大に対応すべく、社内においてCASBEE評価員資格取得保有者も増加させております。

・海外PM会社との業務提携

当社は、平成22年6月28日に国際的な建設コンサルタント及びプロジェクトマネジメント会社（以下PM）として長い歴史と実績のあるSweett Group Plcと、建設プロジェクトの分野において、全世界を対象とした戦略的提携を行いました。両社はこの提携を通じて、顧客ニーズのグローバル化に対応すると共に、互いのネットワークとノウハウを活用し合うことで、新たなビジネスチャンスの創出を目指しております。Sweett Group Plcより前事業年度に紹介を受けた英国企業の日本進出プロジェクトのPM（プロジェクト・マネジメント）業務につきましては、受注に成功し当事業年度第1四半期よりPM業務を遂行しています。

・本社移転

当社は、従来以上に事業の継続性を向上させるために、本社を平成23年9月19日付けで東京都千代田区平河町二丁目7番9号へ移転いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前期末に比べ536百万円増加し、1,496百万円となりました。

当事業年度末の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、537百万円となりました（前期は486百万円の支出）。

収入の主な内訳は、税引前当期純利益121百万円及び仕入債務の増加193百万円であり、支出の主な内訳は、未成工事支出金の増加6百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、75百万円となりました（前期は18百万円の支出）。

支出の主な内訳は、敷金の差入による73百万円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、75百万円となりました（前期は252百万円の取得）。

収入の主な内訳は、長期借入による収入220百万円であり、支出の主な内訳は、長期借入金の返済100百万円です。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社における生産状況は、施工管理、施工技術、機械力、資金力及び資材調達力等の総合によるものであり、工事内容が多様化しており、また外注に依存している割合が高いことから具体的に表示することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当事業年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
オフィス事業	3,808,761	196.7
CM事業	3,861,455	272.4
CREM事業	1,011,449	114.8
合計	8,681,666	205.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
オフィス事業	2,735,436	123.0
CM事業	1,162,431	92.0
CREM事業	977,121	127.3
合計	4,874,988	114.6

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
T I S(株)	—	—	537,167	11.0
公立大学法人大阪府立大学	786,820	18.5	519,105	10.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主要な課題は以下の通りです。

① 社会情勢の変化への対応力強化

未曾有の大震災による経営環境の変化、更に激化するグローバル競争等の中で、お客様の発注動機は大きく変化しています。そのような環境の中で、透明性を担保した当社CM手法は、その認知度の高まりとともに、要求水準が高まっています。このようなCM市場の変化と拡大に適確に対応できるよう、優秀なメンバー採用と、教育訓練を引き続き進めて参ります。

② ブランドの確立

当社は、平成23年3月に江戸川区からCM方式による改築事業を3期連続公募により採用され、又、医療施設、金融、商業、メーカー、鉄道、データセンターなど大企業からもCM業務の受注が増加しております。今後も我国におけるCMビジネスの第一人者としてブランド向上を図ります。

③ サービス品質の向上

お客様に満足のいく品質を提供する為には、お客様の事業およびプロジェクト目的を理解し、お客様の利益に貢献することが必要です。激化するグローバル競争において、お客様の利益に貢献できる品質向上の取り組みを進めて参ります。

4 【事業等のリスク】

当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のある主なリスクを記載します。当社は、これらリスクの可能性を認識し、リスク管理を行うとともに、最善の対処をいたす所存です。なお、これらは当社の事業に関するリスクのすべてを網羅するものではないことをご留意ください。

文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成24年3月31日）現在において当社が判断したものであります。

①事業環境の変化について

当社は、オフィス構築や建物の建設においてCM(コンストラクション・マネジメント)手法でのPMというサービスを提供しています。経済環境、景気動向による企業の設備投資意欲の変化、既存建設業者との競合状況の変化などが、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

②ピュアCM方式への転換について

当社では、マネジメントフィーのみを収益の源泉とするピュアCM方式への転換を図っておりますが、それに伴い売上高利益率や総資本回転率などの財務諸比率が変動するほか、売上高や運転資金需要も減少する可能性があります。従いまして、売上高を指標に当社の経営成績や収益力を分析する場合には、全体に占めるピュアCM方式の割合に留意する必要があります。また、かかる契約形態はお客様の意向によって決まることから、必ずしも当社の計画どおりにピュアCM方式への転換が進む保証はありません。

③フィービジネスの安定性について

フィービジネスでは、資材・設備等の材料費や外注費などのコストや物価変動に収益が左右されることがなく、基本的に安定した収益を確保できると考えられます。ただし、お客様との間で業務内容毎にマンパワーベースで計算し事前に取り決める固定フィーに関して、マンパワーの見積りが不相当であった場合や、プロジェクトに従事する当社社員の労働生産性効率が低下した場合などには、フィービジネスであっても安定した収益を確保できるとは限りません。

④情報共有システムの障害について

当社では、ウェブ上での情報共有システム（BPC※）を活用し、設計図書の作成・発注・施工の各プロセス情報を開示・共有化することでお客様の信頼確保・意思決定支援、当社の業務効率向上に役立てております。これら情報共有システムの運用・保全には万全を期しておりますが、活用するスキルが不十分な場合や、システム自体に不具合が生じた場合などには、業務効率が低下してマンパワーのコストアップを招くなど当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（※）BPC：ビジネスコラボレーションシステム

ブロードバンドや光回線の普及に伴い大容量の通信が安価に可能となったことにより、お客様及び施工者等の関係者で行う一連の作業を閲覧するだけでなく、ウェブ上で共同作業できるシステム。その共同作業に加え、電子地図上にプロジェクト情報をリンクさせ、プロジェクト情報を可視化した結果、関係者は該当地区の旗をクリックするだけで、その時点の詳細なプロジェクトの情報が表示・確認でき、複数の拠点及びプロジェクトが同時に進行するようなケース等で利用している。

⑤業績予想の変動について

当社は、業績予想を発表するにあたって個々のプロジェクトの現状を確認しておりますが、プロジェクトの進捗過程で顧客の事情等により、プロジェクトの進行予定等が変動する場合には、当該事業年度の売上及び利益に大きな影響を与える可能性があります。

⑥自然災害によるリスク

自然災害が発生した場合、被災地域において、社会インフラが大規模に損壊し、相当期間に亘り生産・流通活動が停止することで建築資材・部材の供給が一時的に途絶えたり、多数の社員が被災し勤務できなくなったりした場合、契約締結・工事着工・工事進捗が遅延し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成24年3月31日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、財政状態及び経営成績に関する以下の分析が行われております。

当社経営陣は、財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発資産・負債の開示、ならびに報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。経営陣は、収益の認識、対応する原価の計上、貸倒債権、法人税等、偶発事象や訴訟等に関する見積り及び判断に対して、継続して評価を行っております。経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判断しにくい資産・負債の簿価及び収入・費用の報告数字についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

①収益の認識

当社の売上高は、完成工事高については工事完成基準により完成引渡しした時点で、または工事進行基準により工事進捗率で計上、マネジメントサービス料収入についてはサービスの提供が完了した時点で、または工事進行基準によりサービスの進捗率で計上、その他売上高については完成引渡し時に顧客から引渡書を受領した時点で計上し、いずれも完了時には顧客から引渡書等の証憑を受領しております。一部顧客側の事情により証憑が発行されないケースがありますが、それに代わる関連する他の書類等を受領し計上しております。

②貸倒引当金

当社は、顧客の支払不能時に発生する将来の損失の見積額について、貸倒引当金を計上することとしております。顧客の経営環境若しくは財務状態が悪化し、支払能力が低下した場合等は、追加引当が必要となる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

当社の当事業年度の財政状態は、以下の通りであります。

①資産の部

流動資産は、前期末に比べて、15.2%増加し、3,304百万円となりました。これは、現金及び預金が536百万円増加したことなどによります。

固定資産は、前期末に比べて、12.9%増加し、380百万円となりました。

この結果、総資産は、前期末に比べ15.0%増加し、3,684百万円となりました。

②負債の部

流動負債は、前期末に比べて、37.4%増加し、1,455百万円となりました。これは、工事未払金が191百万円増加したことなどによります。

固定負債は、前期末に比べて、14.0%増加し、628百万円となりました。これは、長期借入金が73百万円増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前期末に比べ29.4%増加し、2,084百万円となりました。

③純資産の部

純資産合計は、前期末に比べて、0.4%増加し、1,600百万円となりました。これは主に利益剰余金の増加8百万円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

当社では、震災等の影響によるオフィス移転需要の高まりと、このような厳しい投資判断がなされる経済環境においても、建設コスト削減やプロセスの透明性を目的とした引き合いが増え、CM（コンストラクション・マネジメント）手法の認知度向上を実感し、CM手法を採用する当社の優位性を全社で再確認することで、現場力の向上と、組織力の更なる向上に努めました。そして、このCMマーケットの拡大に対応して、優秀な人材の採用の強化と、業務効率改善による生産性向上に邁進し、当初目標とした経営体制の強化をほぼ図ることができ、足場を固めることが出来ました。

区分ごとの主な内容は、以下のとおりであります。

①売上高

当事業年度は、完成工事高が増加したことにより、売上高は4,874百万円となり前期に比べ619百万円の増加となりました。

②売上原価

当事業年度の売上原価は3,799百万円であり、完成工事原価が2,807百万円、マネジメントサービス料原価が944百万円となり、全体では前期に比べ323百万円増加しました。

③販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は811百万円であり、前期に比べ102百万円増加しました。これは主として、給与の増加40百万円、採用教育費の増加32百万円であります。

④営業利益

当事業年度の営業利益は263百万円であり、前期に比べ192百万円の増加となりました。

⑤営業外収益（費用）

当事業年度の営業外収益は5百万円であり、主として新株予約権戻入益4百万円であります。営業外費用は119百万円であり、主として売上債権売却損106百万円であります。

⑥経常利益

当事業年度の経常利益は150百万円であり、売上総利益の増加により前期に比べ80百万円増加しました。

(4) 流動性及び資金の源泉

①キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前期末に比べ536百万円増加し、1,496百万円となりました。

当事業年度末の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、537百万円となりました（前期は486百万円の支出）。

収入の主な内訳は、税引前当期純利益121百万円及び仕入債務の増加193百万円であり、支出の主な内訳は、未成工事支出金の増加6百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、75百万円となりました（前期は18百万円の支出）。

支出の主な内訳は、敷金の差入による73百万円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、75百万円となりました（前期は252百万円の取得）。

収入の主な内訳は、長期借入による収入220百万円であり、支出の主な内訳は、長期借入金の返済100百万円です。

②資金需要

当社の運転資金需要のうち主なものは、顧客の要望に基づきアットリスクCM方式にて対応することになる一時的な資金負担部分であります。当該部分について支払と回収のタイムラグを回避する工夫を行う等、運転資金需要を抑制するようにしております。また、今後の資金需要に備えて、自己資金と銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

次期の見通しにつきましては、我が国経済は依然として不透明感が強く、顧客の投資判断も引き続き慎重であると予想されます。また震災復興対応等により、建設技術者の人手不足や一部資材の価格高騰が具体化しつつあり、施主側にとり、適正なコスト、プロジェクトの目的にかなった品質と工期での実現が不安視されています。当社がCM会社として顧客の期待に応える為には、競争原理の追求によるコスト削減及び工事関係者の品質確保や工期遵守に対して、従来にも増して密度の高いマネジメントが必要と考えています。CMビジネスの認知度が高まりを見せる中で、当社は顧客の期待を上回るサービスの提供を、次期の大きな目標に掲げ、より一層の競争優位性確保に向けて、人材の確保、教育・訓練やサービス品質向上に努めてまいります。

オフィス事業については、優良な大型オフィスの供給が増えることから、事業拠点統合を含めた大型のオフィス移転案件が増える予想しております。また、その影響により空室となる既存の大型オフィスへの移転需要についても増える予想しております。東日本大震災以降、お客様がオフィスに求める重要な項目として、事業継続対策（BCP）が挙げられます。当社は自社で行っているBCP対策の他、今までの豊富なコンサル実績を基に様々は顧客要望に応えることができることから、CM（コンストラクション・マネジメント）手法の優位性も踏まえ、サービス品質の向上に努めることで事業拡大を実現してまいります。

CM事業については、大手企業を始めとして、病院、学校、鉄道会社、商業施設、工場等において、これまでの当社のCM実績が評価され、継続した受注が見込めると同時に、今後施設を数多く保有する大企業でのCM採用が引き続き拡大するものと考えております。

CREM（コーポレート・リアルエステート・マネジメント）事業については、国際財務報告基準等の影響もあり、大企業を中心に遊休不動産を含めた企業不動産の有効活用を意識した投資活動が顕在化しております。金融機関や大手企業等全国にある自社保有不動産等を中央統制する企業が増え、プロジェクト化した際のCM手法による調達プロセス説明責任の履行や、ノンコア業務のアウトソーシングニーズ、コスト削減や工期短縮意識が引き続き高まっており、今後もマーケットが拡大すると考えております。なお、CREM事業の既存のお客様については、各種データベースの集積が進み、同一企業内での当社業務範囲が年々拡大し、当社の事業基盤がより安定するビジネスであることから、引続きサービス品質の向上に努めることで事業拡大を実現してまいります。

これらのマーケット状況を踏まえ、当社は、優秀な人材の採用と教育を行い、明豊のCMの理解を高めることでサービス品質の向上を改めて行い、高い顧客満足度を獲得しながら事業の拡大を目指します。

なお、平成23年5月13日に公立大学法人大阪府立大学が一般公募した「大阪府立大学における学舎整備事業の実施に関する事業者（事業推進及び資金調達業務）募集要項」に、金融機関と共同で応募し、平成23年に総合評価方式に基づき当社が金融機関と共同で受注しました。これはCM手法を採用することによって整備事業推進の透明性を確保することと、公立大学法人が長期借入れを行うことが出来ない中で、事業費を10年分割払いにすることが募集要項の主たる要求事項であります。当社はアットリスクCM方式でこれに対応し、総事業費の多くが次期に完成することから、次期の完成工事売上高及び完成工事原価が大きく増加致します。また完成により発生する完成工事債権については、完成後速やかに当社が金融機関へ債権譲渡を行う予定であります。この債権譲渡に要する費用（約270百万円）は大阪府立大学の負担となることから、当該大学側の負担額分については、当社の売上高、売上総利益及び営業利益を増加させると同時に、同額（約270百万円）の営業外費用を当社が計上することによって、経常利益は増加前の営業利益相当額になる見通しであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資等の総額は、72,807千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。なお、本社の移転に伴い、設備投資を67,764千円実施いたしました。

セグメントの名称	当事業年度（千円）	前年同期比（％）
オフィス事業	30,997	—
CM事業	23,819	—
CREM事業	17,989	—
合計	72,807	—

当事業年度の設備の除却は、10,020千円であり、セグメントごとの設備の除却について示すと次のとおりであります。なお、本社の移転に伴い、設備の除却を9,988千円実施いたしました。

セグメントの名称	当事業年度（千円）	前年同期比（％）
オフィス事業	4,147	—
CM事業	3,422	—
CREM事業	2,450	—
合計	10,020	—

（注）1．前年同期比が1,000％以上であり、異常値であるため記載しておりません。

2 【主要な設備の状況】

平成24年3月31日現在における主要な設備は、次のとおりであります。

事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 （人）
			建物	工具器具・ 備品	ソフト ウェア	電話 加入権	合計	
本社 （東京都千代田区）	全社	統括事業施設	41,628	21,598	7,374	1,467	72,068	117 (37)

（注）1．現在休止中の主要な設備はありません。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3．従業員数の（ ）内の数字は、平均臨時雇用者数を外書きしたものであります。

4．各セグメント別の帳簿価格については、科目単価に分けることが困難であるため、全社として記載しております。

5．上記の他、他の者から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名	セグメント の名称	設備の内容	年間賃借料または 年間リース料 （千円）	リース契約残高 （千円）	備考
本社 （東京都千代田区）	全社	建物	72,342	—	

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,716,000	12,716,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)1,2
計	12,716,000	12,716,000	—	—

(注) 1. 発行済株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

2. 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法第341条ノ8第1項に基づく新株引受権の状況

第2回無担保社債(新株引受権付) (平成13年5月16日発行)	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株引受権の数	4個	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	8,000株	8,000株
新株予約権の払込金額	50円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日から 平成24年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 50円 資本組入額 25円	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 成功報酬型ワラントであります。

2. 平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付をもって、1株を2株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っております。

②旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況
(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第1回新株予約権(平成15年2月14日付与)	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	12個	12個
新株予約数のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	24,000株	24,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式500株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 行使価額は、当社が株式分割等によりこの行使価額を下回る価額による新株の発行を行う場合(ただし、新株予約権(第1回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第2回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第3回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権を含む)の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付をもって、1株を2株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っております。
6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職等により付与対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載しております。

(平成14年 8 月 9 日臨時株主総会特別決議)

第 2 回新株予約権(平成15年 4 月10日付与)	事業年度末現在 (平成24年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	3個	3個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8,000株	8,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円	75円
新株予約権の行使期間	平成17年 4 月 1 日から 平成24年 6 月29日まで	平成17年 4 月 1 日から 平成24年 6 月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年 3 月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

3. 当初は、新株予約権 1 個につき普通株式500株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 行使価額は、当社が株式分割等によりこの行使価額を下回る価額による新株の発行を行う場合(ただし、新株予約権(第 1 回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第 2 回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第 3 回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権を含む)の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1 株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 平成15年 8 月31日付、及び平成17年 9 月20日付をもって、1 株を 2 株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っております。
6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職等により付与対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載しております。

(平成17年2月4日臨時株主総会特別決議)

第3回新株予約権(平成17年2月4日付与)	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	832個	832個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	166,400株	166,400株
新株予約権の行使時の払込金額	405円	405円
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から 平成27年1月31日まで	平成19年3月1日から 平成27年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 405円 資本組入額 203円	発行価格 405円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 当社が時価を下回る価額で新株を発行（ただし、新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の消却事由及び条件

- (1) 新株予約権者が上記 1 に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなったため行使できなくなった場合、当該新株予約権については取締役会の決議をもって無償でこれを消却することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (3) 当社はいつでも新株予約権を買入れまたは取得しこれを無償で消却することができる。

6. 有利な条件の内容

当社の取締役または執行役員の地位を有する者に新株予約権を無償で発行した。

7. 行使価額は、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccc} & & & 1 & \\ & & & \hline \text{調整後} & & \text{調整前} & & \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \text{分割・併合の割合} \end{array}$$

8. 平成17年 9 月20日付をもって、1 株を 2 株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っている。

③会社法第236条、238条並びに239条の規定に基づく平成19年6月27日第27期定時株主総会決議による

新株予約権の状況

第4回①-①新株予約権(平成19年6月27日付与)	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	450個	450個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	45,000株	45,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回①-②新株予約権(平成19年6月27日付与)	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	450個	450個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	45,000株	45,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回②-①新株予約権(平成19年10月17日付与)	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	1,559個	1,559個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	155,900株	155,900株
新株予約権の行使時の払込金額	185円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回②-②新株予約権(平成19年10月17日付与)	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	1,559個	1,559個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	155,900株	155,900株
新株予約権の行使時の払込金額	185円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回③-①新株予約権(平成20年3月19日付与)	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	172個	172個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	17,200株	17,200株
新株予約権の行使時の払込金額	138円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回③-②新株予約権(平成20年3月19日付与)	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	172個	172個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	17,200株	17,200株
新株予約権の行使時の払込金額	138円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年7月1日～ 平成19年7月31日 (注) 1	7,000	12,658,000	175	531,685	178	338,070
平成19年7月1日～ 平成20年3月31日 (注) 2	44,000	12,702,000	1,672	533,357	1,628	339,698
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注) 3	10,000	12,712,000	380	533,737	370	340,068
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注) 4	4,000	12,716,000	152	533,889	148	340,216

- (注) 1. 新株引受権の権利行使による増加であります。
2. 新株予約権の権利行使による増加であります。
3. 新株引受権の権利行使による増加であります。
4. 新株予約権の権利行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

(平成24年3月31日現在)

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	3	19	12	6	6	2,094	2,140	—
所有株式数 （単元）	—	2,167	3,226	34,037	8,036	938	78,748	127,152	800
所有株式数 の割合（%）	—	1.7	2.5	26.8	6.4	0.7	61.9	100.00	—

(注) 1. 自己株式1,533,500株は、「個人その他」に15,335単元含まれております。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が4単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

(平成24年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サカタホールディングス	東京都目黒区東が丘2-1-15	3,325	26.14
明豊ファシリティワークス株式会社	東京都千代田区平河町2-7-9	1,533	12.05
坂田 明	東京都目黒区	551	4.33
ドイチェバンクアーゲーロンドンビービーノントリティークライアーツ613(常任代理人 ドイツ証券株式会社)	東京都千代田区永田町2-11-1	538	4.23
明豊従業員持株会	東京都千代田区平河町2-7-9	399	3.14
野村 勝朗	神奈川県川崎市麻生区	250	1.96
松村 孝一	東京都八王子市	200	1.57
坂田 紀美子	東京都目黒区	190	1.49
大見 和敏	東京都大田区	178	1.40
ゴールドマンサックスインターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	東京都港区六本木6-10-1	164	1.28
計	—	7,330	57.64

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成24年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式1,533,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,181,700	111,817	—
単元未満株式	普通株式 800	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,716,000	—	—
総株主の議決権	—	111,817	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株、「議決権の数」欄には、当該議決権の数4個がそれぞれ含まれております。

② 【自己株式等】

(平成24年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 明豊ファシリティワーク ス株式会社	東京都千代田区平河町 2-7-9	1,533,500	—	1,533,500	12.05
計	—	1,533,500	—	1,533,500	12.05

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

①旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の発行によるもの
(平成14年 8 月 9 日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年 8 月 9 日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3 名及び執行役員 1 名、当社の従業員28名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の発行によるもの
(平成17年 2 月 4 日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年 2 月 4 日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5 名及び執行役員 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年 6 月27日 定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年 6 月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年 6 月27日 定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年 6 月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑤会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年10月17日取締役会決議)

決議年月日	平成19年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員3名、当社の従業員111名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑥会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年10月17日取締役会決議)

決議年月日	平成19年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員3名、当社の従業員111名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑦会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成20年 3 月19日取締役会決議)

決議年月日	平成20年 3 月19日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 2 名、当社の従業員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑧会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成20年 3 月19日取締役会決議)

決議年月日	平成20年 3 月19日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 2 名、当社の従業員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）
引き受ける者の募集を行なった取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行なった取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行なった取得自己株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式数	1, 533, 500	—	1, 533, 500	—

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主に対して年1回の安定的かつ継続的に利益還元することを基本方針としております。配当性向30%を基準とし、財政状況、利益水準などを総合的に勘案したうえで、利益配当を行なっております。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

当期(平成24年3月期)の配当金に関しましては、上記の方針に基づき、1株当たり5.00円の期末配当(年間)としております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

なお、当事業年度は中間配当について取締役会決議を行っておりません。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）
平成24年6月26日定時株主総会決議	55, 912	5. 00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	291	164	147	154	141
最低(円)	106	78	85	58	92

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	109	101	104	111	137	139
最低(円)	97	92	96	101	107	120

(注) 1. 最高・最低株価は、大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長兼会長	—	坂 田 明	昭和17年 7月30日	昭和40年 4月 昭和55年 4月 昭和55年 9月 昭和62年 3月 昭和63年 3月 平成18年 6月 平成19年 6月 平成21年 3月 平成21年 4月	栗田工業株式会社 入社 同社 退社 明豊産業株式会社(現明豊ファシリティワ ークス株式会社)設立 代表取締役社長就任 代表取締役社長 退任 代表取締役社長 就任 代表取締役会長 就任 取締役会長 就任 代表取締役会長 就任 代表取締役社長兼会長 就任(現任)	(注) 3	551
常務取締役	マーケティング本部長 兼安全衛生推進本部長 兼オフィスデザイン部長	大 貫 美	昭和39年 6月12日	平成 9年 7月 平成14年10月 平成15年 6月 平成15年10月 平成18年 6月 平成20年 4月 平成21年 4月 平成22年 4月 平成23年 1月 平成23年 4月	当社入社 マーケティング部課長 マーケティング部長 執行役員マーケティング部長 取締役マーケティング部長兼執行役員(マ ーケティング部担当) 就任 常務取締役 就任 常務取締役オフィス事業部長 就任 常務取締役オフィス本部長 就任 常務取締役営業本部長 就任 常務取締役営業本部長兼安全衛生推進本部長 就任 常務取締役マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼オフィスデザイン部長 就任(現任)	(注) 3	57
常務取締役	経営企画本部長	大 島 和 男	昭和41年12月18日	平成12年12月 平成13年12月 平成15年 4月 平成15年 6月 平成16年 6月 平成21年 4月 平成21年10月	当社入社 企画部課長 企画部次長 経営企画部長 執行役員経営企画部長 取締役経営企画部長兼執行役員(経営企画部担当) 就任 取締役経営企画本部長兼執行役員 就任 常務取締役経営企画本部長 就任(現任)	(注) 3	60
取締役	建築技術部長	木 内 芳 夫	昭和30年 7月28日	平成18年 8月 平成20年 4月 平成22年 4月 平成23年 4月 平成24年 6月	当社入社 CM事業部設計部長 執行役員技術本部副本部長兼建築技術部長 就任 執行役員建築技術部長 就任 取締役建築技術部長兼執行役員 就任(現任)	(注) 4	—
非常勤 取締役	—	小 松 信 弘	昭和20年 4月19日	平成 4年11月 平成 7年 5月 平成15年 6月 平成21年 4月 平成23年 4月 平成23年 6月	当社入社 建設部長 取締役技術部長 就任 取締役技術部長兼執行役員(技術部担当) 取締役技術本部長兼執行役員 就任 取締役品質コスト管理部長兼執行役員 就任 非常勤取締役 就任(現任)	(注) 3	135
常勤 監査役	—	石 井 雅 裕	昭和18年 2月10日	昭和40年 4月 平成 9年 6月 平成13年 6月 平成16年 7月 平成18年 6月 平成18年 6月	栗田工業株式会社 入社 同社 取締役 同社 常任理事 有限会社スターライト設立 代表取締役社長就任 同社 代表取締役社長 退任 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 5	64

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	—	水 野 辰 哉	昭和27年 8 月 26 日	昭和52年 4 月 平成 3 年 1 月 平成 3 年 2 月 平成12年 3 月 平成12年 4 月 平成16年10月 平成16年11月 平成21年 4 月 平成21年 5 月 平成22年 6 月	日本債券信用銀行株式会社 入社 同社 退社 ムーディーズ・ジャパン株式会社入社 同社 退社 日興シティグループ証券株式会社入社 同社 退社 フィッチ・レーティングス ジャパン入社 同社 退社 ミズノ・クレジット・アドバイザー設立 代表者就任 当社監査役就任（現任）	(注) 5	—
監査役	—	兼 松 弘	昭和21年10月 4 日	昭和45年 4 月 平成12年 6 月 平成15年 4 月 平成16年 4 月 平成17年10月 平成20年 4 月 平成22年 5 月 平成23年 6 月	日商岩井株式会社 入社 同社 執行役員 同社 常務執行役員 双日株式会社(ニチメン㈱、日商岩井㈱合併) 常務執行役員 双日株式会社(双日ホールディングス㈱、双日㈱合併) 常務執行役員 双日株式会社 専務執行役員 双日株式会社 顧問 当社監査役就任（現任）	(注) 6	—
計							869

- (注) 1. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、マーケティング本部第二部 部長 青木啓次、PM本部第一部 部長 高居衛、建築技術部長 木内芳夫の計 3 名で構成されております。
2. 監査役の水野辰哉、兼松弘は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の坂田明、大貫美、大島和男、小松信弘の任期は、平成23年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役の木内芳夫の任期は、平成24年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の石井雅裕、水野辰哉の任期は、平成22年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役の兼松弘の任期は、平成23年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 当社は、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第 2 項に定める補欠監査役 1 名を選任しております。
- 監査役補欠者の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
小 峰 尚	昭和30年 3 月 7 日	昭和53年 4 月 平成11年 4 月 平成11年 5 月 平成16年 7 月 平成16年 8 月 平成22年 6 月	日産自動車株式会社 入社 同社 退社 ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インク 入社 同社 退社 有限会社ボトムックアソシエイツ (現 株式会社ボトムックアソシエイツ) 代表取締役 当社補欠監査役就任（現任）	—

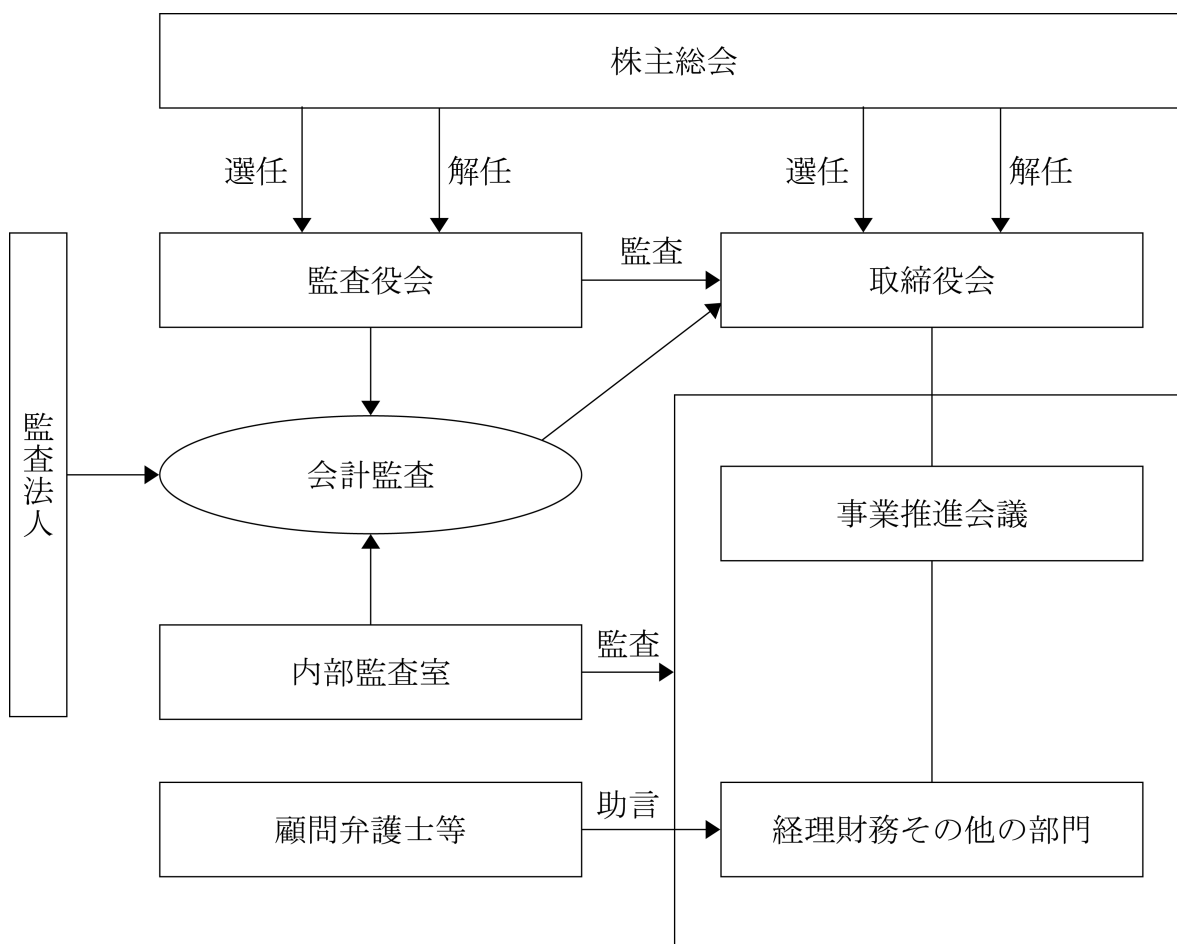
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

※コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「透明性」「フェアネス」の理念にもとづき、健全で透明度が高く、環境の変化に迅速かつ的確な対応ができる経営体制や経営システムを確立することが当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置付けております。このような視点に立ち、タイムリーなディスクロージャーを重視し、情報提供の即時性、公平性を図るとともに、機能的なIR活動に努めてまいります。

A. 会社の機関の内容



(注) 当社は、顧問弁護士等との顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。

1. 取締役、取締役会、執行役員

当社は、現在の経営規模と経営体制に鑑み、監査役設置会社形態を採用しており、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を平成15年6月27日より導入しております。現在の経営体制は、取締役4名と取締役兼執行役員1名、執行役員2名であります。(本書提出日現在)

2. 監査役会

当社の監査役は3名であり、内2名が社外監査役であります。監査役会が設置されており、監査役に専任のスタッフは配置されておきませんが、内部監査室と連携し活動しております。

また、監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。(本書提出日現在)

3. 会計監査

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査に監査法人日本橋事務所を起用しておりますが、同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員	公認会計士	：森岡 健二
業務執行社員	公認会計士	：山村 浩太郎
業務執行社員	公認会計士	：遠藤 洋一

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名、その他 6名

4. 内部監査室

当社は、代表取締役社長の直属組織として内部監査室を設置しており、その人員は1名であります。内部監査計画を立案し、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。必要に応じて監査役及び監査法人と相互に連携し、当社の健全性等を確保しております。

5. 事業推進会議

当社は、会社の業務遂行に関する重要事項について、個別経営課題の協議の場として、取締役、執行役員、部門長によって構成される事業推進会議を定期的に開催しております。ここでは、各経営課題や業務執行について実務的な検討が行われ、経営の迅速な意思決定を支えております。その運営内容につきましては監査役が適宜出席し、確認を行っております。

B. 内部統制システムの整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定め、体制を構築しております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全取締役に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた倫理規程を作成するとともに、取締役が法令・定款等に違反していることを取締役又は社員等が発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「職務執行情報」という。）の取扱いは、当社文書管理規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

②職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

③前2項に係る事務は、経営企画部担当取締役が所管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

②内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

③内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

④内部監査室の活動を円滑にするために、プロジェクト管理規程、関連する社内規程（債権管理規程、経理規程等）などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画等に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

②業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な情報が全役員に提供される体制をとるものとする。

5. 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社及び子会社となる会社は存在しないが、今後企業集団として業務を行う必要が生じた場合には、企業集団としての企業行動指針を定め、企業理念の統一を保つこと等を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として監査役会から事務局の設置を要請された場合には、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

②監査役付き使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

②前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。

- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・社内申請書等監査役から要求された会議議事録等の内容

10. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、内部監査室長および各監査役を委員とする監査体制検討委員会を設置する。

②同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

11. 財務報告の基本方針

当社は、信頼性のある財務報告を重視し、開示を通じて、投資家が安心して投資し、資金の流れが円滑化され、経済が活性化されることに資することを財務報告の基本方針とする。

12. 信頼性のある財務報告を行うための体制

①経営者は信頼性のある財務報告の作成に必要とされる能力の内容を定め、その内容を定期的に見直し、常に適切なものにしなければならない。

②経営者は前項の能力を有する人材を確保・配置しなければならない。

③経営者は信頼性のある財務報告を行うため、財務報告に係る内部統制の役割を明確にしなければならない。

C. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。

当社と当社の社外監査役との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特に定めてはおりませんが、就任前の経歴を踏まえ、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、監査の中立性及び独立性を確保できるものを選任しております。なお、当社は、社外監査役水野辰哉及び兼松弘の両氏を、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

社外監査役は、会社の運営方針を協議する場である取締役会及び監査役会に出席しております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は取締役会によりの確な意思決定・業務遂行を行いつつ、社外監査役2名を含む監査役会による監査、内部監査室による監査、及び監査法人による会計監査とが相互に連携することによる経営監視体制が、経営の透明性及び健全性の強化を図るために有効に機能しているため、現状の体制をとっております。

D. 役員報酬等

①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	72,961	63,011	300	—	9,649	5
監査役 (社外監査役を除く)	10,842	10,008	—	—	834	1
社外役員	6,000	6,000	—	—	—	3

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。各監査役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役会で決定した基準に従い算定しております。
3. 上記表の退職慰労金は、当事業年度中に計上した役員退職慰労金繰入額（取締役9,649千円、監査役834千円）であります。
4. 平成23年6月28日開催の第31期定時株主総会決議による退職慰労金の支払いは、以下の通りです。

取締役（1名） 3,131千円

社外監査役（1名） 768千円

②提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

E. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間における実施状況

- ①当期における取締役会の開催は、臨時取締役会を含め28回であります。
- ②監査役会は、原則として取締役会終了後開催されております。
- ③事業推進会議は、原則として毎月第2、第4金曜日に開催しております。
- ④監査法人は、会計監査の概要を取締役及び監査役へ報告しております。

F. 自己株式の取得の内容

当社は、自己株の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

G. 中間配当

当社は、中間配当金については、株主の機動的な利益還元を可能とするため、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる旨定款で定めております。

H. 取締役の員数

当社の取締役は、3名以上5名以内とする旨定款に定めております。（本書提出日現在）

I. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、かつ累積投票によらない旨定款に定めております。

J. 取締役の解任決議要件

当社は、取締役の解任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、かつ累積投票によらない旨定款に定めております。

K. 監査役の責任免除等

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、監査役がその期待される成果を十分に発揮できるよう、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、社外監査役がその期待される成果を十分に発揮できるよう任務を怠ったことによる賠償責任を、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する金額いずれかの高い額で限定する契約を締結できる旨定款に定めております。

なお、当事業年度において、当該契約の締結は行っておりません。

L. 株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円滑な審議を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスを確保するためであります。

M. 株式の保有状況

①投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1 銘柄 8,243千円

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
12,000	—	11,700	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人日本橋事務所による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容把握に努めております。

また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修会等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当事業年度 (平成24年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	959,162	1,496,126
受取手形	24,100	500
完成工事未収入金	1,699,400	1,635,334
売掛金	2,973	5,557
未成工事支出金	※ 49,995	※ 56,673
前払費用	22,563	46,921
繰延税金資産	97,387	62,625
短期貸付金	10,070	480
未収入金	41	55
その他	1,956	101
流動資産合計	2,867,650	3,304,376
固定資産		
有形固定資産		
建物	58,416	56,493
減価償却累計額	△45,537	△12,186
建物（純額）	12,878	44,306
工具、器具及び備品	60,320	51,919
減価償却累計額	△51,648	△29,997
工具、器具及び備品（純額）	8,671	21,922
有形固定資産合計	21,550	66,228
無形固定資産		
商標権	186	153
ソフトウェア	8,240	7,374
電話加入権	1,467	1,467
無形固定資産合計	9,894	8,995
投資その他の資産		
投資有価証券	81,096	68,025
長期前払費用	2,533	2,361
繰延税金資産	135,219	119,923
差入保証金	38,700	38,983
敷金	47,744	75,527
投資その他の資産合計	305,295	304,821
固定資産合計	336,740	380,046
資産合計	3,204,390	3,684,422

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当事業年度 (平成24年 3 月31 日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	777,139	968,618
買掛金	8,147	10,144
1年内返済予定の長期借入金	67,924	114,000
未払金	16,755	41,447
未払費用	28,806	77,832
未払法人税等	4,911	23,075
未払消費税等	24,453	23,861
未成工事受入金	5,804	29,812
預り金	21,348	26,325
賞与引当金	91,655	129,723
工事損失引当金	※ 11,371	※ 8,318
その他	1,268	2,830
流動負債合計	1,059,585	1,455,989
固定負債		
長期借入金	229,992	302,998
退職給付引当金	137,589	135,115
役員退職慰労引当金	183,424	190,007
固定負債合計	551,005	628,121
負債合計	1,610,590	2,084,110
純資産の部		
株主資本		
資本金	533,737	533,889
資本剰余金		
資本準備金	340,068	340,216
資本剰余金合計	340,068	340,216
利益剰余金		
利益準備金	6,159	6,159
その他利益剰余金		
別途積立金	300,000	300,000
繰越利益剰余金	595,602	604,269
利益剰余金合計	901,762	910,429
自己株式	△208,355	△208,355
株主資本合計	1,567,212	1,576,179
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,360	△1,369
評価・換算差額等合計	△2,360	△1,369
新株予約権	28,948	25,503
純資産合計	1,593,799	1,600,312
負債純資産合計	3,204,390	3,684,422

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
売上高	※1 4,255,467	※1 4,874,988
売上原価	※2, ※3 3,476,014	※2, ※3 3,799,982
売上総利益	779,453	1,075,006
販売費及び一般管理費	※4 708,930	※4 811,679
営業利益	70,522	263,327
営業外収益		
受取利息	1,007	607
新株予約権戻入益	948	4,429
未払配当金除斥益	380	639
その他	587	280
営業外収益合計	2,924	5,956
営業外費用		
支払利息	182	5,052
売上債権売却損	—	106,832
投資事業組合投資損失	3,745	6,841
その他	—	367
営業外費用合計	3,928	119,093
経常利益	69,518	150,190
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,434	—
本社移転費用	—	28,274
特別損失合計	5,434	28,274
税引前当期純利益	64,083	121,916
法人税、住民税及び事業税	950	19,258
法人税等調整額	28,617	49,277
法人税等合計	29,567	68,535
当期純利益	34,516	53,380

【完成工事原価報告書】

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		659	0.0	2,211	0.1
II 労務費		214,535	8.0	200,203	7.1
III 外注費		2,368,262	88.6	2,556,337	91.1
IV 経費		91,544	3.4	48,472	1.7
(うち人件費)		(47,328)	(1.8)	(39,450)	(1.4)
計		2,675,001	100.0	2,807,224	100.0

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算であり、期中は予定原価を用い、原価差額は原則として売上原価に賦課しております。

【マネジメントサービス料原価明細書】

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		494,624	64.4	691,442	73.2
II 外注費		97,723	12.7	106,527	11.3
III 経費等		176,341	22.9	146,624	15.5
(うち人件費)		(118,932)	(15.5)	(139,871)	(14.8)
計		768,689	100.0	944,595	100.0

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算であり、期中は予定原価を用い、原価差額は原則として売上原価に賦課しております。

【その他売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 経費等		32,322	100.0	48,161	100.0
計		32,322	100.0	48,161	100.0

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算であり、期中は予定原価を用い、原価差額は原則として売上原価に賦課しております。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	533,737	533,737
当期変動額		
新株の発行	—	152
当期変動額合計	—	152
当期末残高	533,737	533,889
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	340,068	340,068
当期変動額		
新株の発行	—	148
当期変動額合計	—	148
当期末残高	340,068	340,216
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	6,159	6,159
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,159	6,159
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	300,000	300,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	605,799	595,602
当期変動額		
剰余金の配当	△44,714	△44,714
当期純利益	34,516	53,380
当期変動額合計	△10,197	8,666
当期末残高	595,602	604,269
利益剰余金合計		
当期首残高	911,959	901,762
当期変動額		
剰余金の配当	△44,714	△44,714
当期純利益	34,516	53,380
当期変動額合計	△10,197	8,666
当期末残高	901,762	910,429

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
自己株式		
当期首残高	△208,355	△208,355
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	△208,355	△208,355
株主資本合計		
当期首残高	1,577,409	1,567,212
当期変動額		
新株の発行	—	300
剰余金の配当	△44,714	△44,714
当期純利益	34,516	53,380
当期変動額合計	△10,197	8,966
当期末残高	1,567,212	1,576,179
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△1,779	△2,360
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△580	990
当期変動額合計	△580	990
当期末残高	△2,360	△1,369
新株予約権		
当期首残高	24,231	28,948
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,716	△3,445
当期変動額合計	4,716	△3,445
当期末残高	28,948	25,503
純資産合計		
当期首残高	1,599,861	1,593,799
当期変動額		
新株の発行	—	300
剰余金の配当	△44,714	△44,714
当期純利益	34,516	53,380
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,136	△2,454
当期変動額合計	△6,061	6,512
当期末残高	1,593,799	1,600,312

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	64,083	121,916
減価償却費	11,909	19,007
移転費用	—	28,274
賞与引当金の増減額 (△は減少)	23,213	38,068
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	27,964	△2,473
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△1,074	6,583
受取利息及び受取配当金	△1,007	△607
支払利息	182	5,052
投資事業組合投資損失	3,745	6,841
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,125,357	85,081
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	△23,205	△6,678
仕入債務の増減額 (△は減少)	477,031	193,475
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	△11,558	24,007
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,434	—
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	10,514	△3,052
その他	51,304	45,531
小計	△486,818	561,026
利息の受取額	771	368
利息の支払額	△426	△4,836
法人税等の支払額	△475	△635
移転費用の支払額	—	△18,620
営業活動によるキャッシュ・フロー	△486,948	537,302
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,688	△70,365
無形固定資産の取得による支出	△2,286	△2,441
貸付けによる支出	△10,100	△200
貸付金の回収による収入	—	9,790
敷金の差入による支出	△100	△73,411
敷金の回収による収入	314	51,222
投資有価証券の償還による収入	—	8,000
その他	△1,972	1,998
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,832	△75,406
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	300,000	220,000
長期借入金の返済による支出	△2,084	△100,918
株式の発行による収入	—	300
配当金の支払額	△44,939	△44,313
財務活動によるキャッシュ・フロー	252,976	75,068
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△252,804	536,964
現金及び現金同等物の期首残高	1,211,967	959,162
現金及び現金同等物の期末残高	※ 959,162	※ 1,496,126

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

投資事業有限責任組合への出資については、組合から入手可能な直近の決算報告書に基づいて組合財産の持分相当額を投資有価証券として計上しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具備品	3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

(2) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は簡便法により退職給付引当金を設定しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ その他の工事
工事完成基準

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「未払配当金除斥益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた968千円は、「未払配当金除斥益」380千円、「その他」587千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「敷金の差入による支出」及び「敷金の回収による収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△1,758千円は、「敷金の差入による支出」△100千円、「敷金の回収による収入」314千円、「その他」△1,972千円として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※ 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
未成工事支出金	1,076千円	764千円

(損益計算書関係)

※ 1 売上高の内訳

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
完成工事高	2,978,071千円	3,065,055千円
マネジメントサービス料収入	1,241,364千円	1,757,759千円
その他売上高	36,031千円	52,173千円
計	4,255,467千円	4,874,988千円

※ 2 売上原価の内訳

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
完成工事原価	2,675,001千円	2,807,224千円
マネジメントサービス料原価	768,689千円	944,595千円
その他売上原価	32,322千円	48,161千円
計	3,476,014千円	3,799,982千円

※ 3 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
工事損失引当金繰入額	11,371千円	8,318千円

※ 4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
役員報酬	101,463千円	79,319千円
従業員給与	280,722千円	320,819千円
賞与引当金繰入額	59,502千円	78,070千円
役員退職慰労引当金繰入額	67千円	10,483千円
法定福利費	42,235千円	53,289千円
減価償却費	3,595千円	5,700千円
支払手数料	54,868千円	56,018千円
消耗品費	33,160千円	48,225千円
採用教育費	14,950千円	47,261千円
雑費	14,188千円	15,753千円
おおよその割合		
販売費	0.9%	0.5%
一般管理費	99.1%	99.5%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,712,000	—	—	12,712,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,533,500	—	—	1,533,500

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとし ての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	28,948
合計		—	—	—	—	28,948

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	44,714	4.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	44,714	利益剰余金	4.0	平成23年3月31日	平成23年6月29日

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,712,000	4,000	—	12,716,000

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

ストック・オプションの権利行使による増加 4,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,533,500	—	—	1,533,500

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとし ての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	25,503
合計		—	—	—	—	25,503

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	44,714	4.0	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	55,912	利益剰余金	5.0	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金	959,162千円	1,496,126千円
現金及び現金同等物	959,162千円	1,496,126千円

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金及び安全性の高い有価証券等に限定し、自己資金と銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式等であり、これらは市場価格が無く、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができないため、時価を把握することは極めて困難であると認識しております。また、業務委託会社及び従業員に対し短期貸付を行っております。

営業債務である工事未払金、買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は顧客の信用リスクについて、与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社における投資有価証券は投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式等であり、投資に係る市場リスクの管理として、前者については半期ごとに決算書入手し、対応する損益等の計上を行っており、後者については、定期的に決算書入手し、財務状況の検討を行っております。また、市場環境等の継続的なモニタリングを通して保有状況の見直しの検討を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は資金の流動性リスクについて、担当部署が適時資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	959,162	959,162	—
(2) 受取手形	24,100	24,100	—
(3) 完成工事未収入金	1,699,400	1,669,420	△29,979
(4) 売掛金	2,973	2,973	—
(5) 短期貸付金	10,070	10,070	—
資産計	2,695,706	2,665,726	△29,979
(1) 工事未払金	777,139	777,139	—
(2) 買掛金	8,147	8,147	—
(3) 未払金	16,755	16,755	—
(4) 長期借入金（1年内の返済予定分含む）	297,916	297,916	—
負債計	1,099,958	1,099,958	—

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,496,126	1,496,126	—
(2) 受取手形	500	500	—
(3) 完成工事未収入金	1,635,334	1,630,799	△4,535
(4) 売掛金	5,557	5,557	—
(5) 短期貸付金	480	480	—
資産計	3,137,997	3,133,462	△4,535
(1) 工事未払金	968,618	968,618	—
(2) 買掛金	10,144	10,144	—
(3) 未払金	41,447	41,447	—
(4) 長期借入金（1年内の返済予定分含む）	416,998	417,735	737
負債計	1,437,207	1,437,944	737

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 完成工事未収入金、(4) 売掛金、(5) 短期貸付金

これらは一部を除き短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。但し、回収期間が一定期間ごとの長期に及ぶ一部の完成工事未収入金につきましては、その将来キャッシュ・フローを信用リスクに応じた適切な利率で割り引いて算定する方法によっております。

負債

(1) 工事未払金、(2) 買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内の返済予定分含む）

長期借入金（1年内の返済予定分含む）は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券	81,096	68,025
投資事業有限責任組合出資金	72,853	59,782
非上場株式	8,243	8,243
差入保証金	38,700	38,983
敷金	47,744	75,527

上記については、市場価格がなく、または回収期日が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	959,162	—	—	—
受取手形	24,100	—	—	—
完成工事未収入金	1,026,180	299,204	374,014	—
売掛金	2,973	—	—	—
短期貸付金	10,070	—	—	—

当事業年度（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,496,126	—	—	—
受取手形	500	—	—	—
完成工事未収入金	1,591,749	16,579	22,321	4,685
売掛金	5,557	—	—	—
短期貸付金	480	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
退職給付債務	137,589千円	135,115千円
退職給付引当金	137,589千円	135,115千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
勤務費用	34,998千円	31,244千円
退職給付費用	34,998千円	31,244千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

科目名	前事業年度	当事業年度
(株式報酬費用)	(5,665千円)	(983千円)
売上原価	2,627千円	438千円
販売費及び一般管理費	3,038千円	545千円

2. 失効による利益計上額

科目名	前事業年度	当事業年度
新株予約権戻入益	948千円	4,429千円

3. スtock・オプション内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回無担保社債（新株引受権付）
決議年月日	平成13年5月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、従業員67名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式472,000株
付与日	平成13年5月16日
権利確定条件	行使時において、当社の取締役又は、従業員であることを要する。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成16年9月1日 ～平成24年6月29日

	第1回新株予約権
決議年月日	平成14年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、監査役1名、従業員66名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式276,000株
付与日	平成15年2月14日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成17年4月1日 ～平成24年6月29日

	第2回新株予約権
決議年月日	平成14年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員29名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式112,000株
付与日	平成15年4月10日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成17年4月1日 ～平成24年6月29日

	第3回新株予約権
決議年月日	平成17年2月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、執行役員1名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式526,000株
付与日	平成17年2月4日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成19年3月1日 ～平成27年1月31日

	第4回①-①新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式75,000株
付与日	平成19年6月27日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回①-②新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式75,000株
付与日	平成19年6月27日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回②-①新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、従業員111名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式216,700株
付与日	平成19年10月17日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回②-②新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、従業員111名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式216,700株
付与日	平成19年10月17日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回③-①新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、従業員13名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式22,100株
付与日	平成20年3月19日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回③-②新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、従業員13名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式22,100株
付与日	平成20年3月19日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

（注）株式数に換算しております。なお、平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付で1株を2株とする株式分割を行っております。当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第2回	第1回	第2回	第3回
決議年月日	平成13年5月1日	平成14年8月9日	平成14年8月9日	平成17年2月4日
権利確定前				
前事業年度末（株）	—	—	—	—
付与（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	—
権利確定（株）	—	—	—	—
未確定残（株）	—	—	—	—
権利確定後				
前事業年度末（株）	8,000	26,000	10,000	432,800
権利確定（株）	—	—	—	—
権利行使（株）	—	2,000	2,000	—
失効（株）	—	—	—	266,400
未行使残（株）	8,000	24,000	8,000	166,400

	第4回①-①	第4回①-②	第4回②-①	第4回②-②
決議年月日	平成19年6月27日	平成19年6月27日	平成19年6月27日	平成19年6月27日
権利確定前				
前事業年度末（株）	—	60,000	—	169,100
付与（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	—
権利確定（株）	—	60,000	—	169,100
未確定残（株）	—	—	—	—
権利確定後				
前事業年度末（株）	60,000	—	169,100	—
権利確定（株）	—	60,000	—	169,100
権利行使（株）	—	—	—	—
失効（株）	15,000	15,000	13,200	13,200
未行使残（株）	45,000	45,000	155,900	155,900

	第4回③-①	第4回③-②
決議年月日	平成19年6月27日	平成19年6月27日
権利確定前		
前事業年度末（株）	—	19,700
付与（株）	—	—
失効（株）	—	—
権利確定（株）	—	19,700
未確定残（株）	—	—
権利確定後		
前事業年度末（株）	19,700	—
権利確定（株）	—	19,700
権利行使（株）	—	—
失効（株）	2,500	2,500
未行使残（株）	17,200	17,200

②単価情報

	第2回	第1回	第2回	第3回
権利行使価格（円）	50	75	75	405
行使時平均株価（円）	—	134	134	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

	第4回①-①	第4回①-②	第4回②-①	第4回②-②	第4回③-①	第4回③-②
権利行使価格（円）	239	239	185	185	138	138
行使時平均株価（円）	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	77.91	80.05	53.72	55.43	39.19	40.53

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 流動資産		
賞与引当金	37,294千円	49,307千円
未払法定福利費	5,270千円	7,291千円
未払事業税	1,611千円	1,631千円
未払事業所税	1,184千円	1,232千円
繰越欠損金	47,346千円	一千円
工事損失引当金	4,626千円	3,161千円
その他	52千円	一千円
計	97,387千円	62,625千円
(2) 固定資産		
退職給付引当金	55,985千円	48,510千円
役員退職慰労引当金	74,635千円	71,908千円
一括償却資産	1,154千円	2,784千円
投資事業組合投資損失	3,054千円	584千円
その他有価証券評価差額金	1,619千円	839千円
資産除去債務(敷金償却)	2,467千円	167千円
計	138,916千円	124,796千円
繰延税金資産小計	236,303千円	187,422千円
評価性引当額	△3,696千円	△4,872千円
繰延税金資産合計	232,606千円	182,549千円
繰延税金資産の純額	232,606千円	182,549千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調整)		
株式報酬等永久に損金に算入されない項目	4.05%	0.45%
住民税均等割	1.48%	0.78%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—%	13.01%
評価性引当額の増減	△0.49%	0.96%
その他	0.41%	0.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.14%	56.22%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度から法人税率の引下げが行われるとともに、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度については復興特別法人税が課税されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日から開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%にそれぞれ変更となります。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額（繰延税金負債を控除した額）は、15,918千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は15,859千円、その他有価証券評価差額金は59千円、それぞれ増加しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び
当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

関連会社がないため、該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はオフィスや各種施設に関わるCM（コンストラクション・マネジメント）手法のプロジェクト・マネジメント事業を展開しており、そのサービスの内容から、「オフィス事業」、「CM事業」及び「CREM事業」の3つを報告セグメントとしております。

「オフィス事業」は、オフィスの移転・新設・改修のプロジェクト・マネジメント、ICT・データセンターの構築、ワークスタイルの変革等、オフィスづくりと運用に関するあらゆる業務をサポートしております。

「CM事業」は、ビルや学校、工場、医療施設、鉄道駅施設、商業施設、その他各種施設の建設・運用に関する業務をCM手法でサポートしております。

「CREM事業」は、企業の保有資産の最適化をサポートするCREM（コーポレート・リアル・エステート・マネジメント）として、固定資産の管理・運用業務、多拠点統廃合業務をアウトソーサーとして最適化するサービス等を提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

	オフィス事業	CM事業	CREM事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,224,786	1,263,125	767,555	4,255,467
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	2,224,786	1,263,125	767,555	4,255,467
セグメント利益又は損失（△）	△12,038	60,878	21,682	70,522
セグメント資産	961,875	512,371	309,566	1,783,813
その他の項目				
減価償却費	4,734	3,908	3,266	11,909
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,886	2,382	1,705	6,974

(注) セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

	オフィス事業	CM事業	CREM事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,735,436	1,162,431	977,121	4,874,988
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	2,735,436	1,162,431	977,121	4,874,988
セグメント利益	131,531	127,723	4,073	263,327
セグメント資産	973,608	435,310	362,750	1,771,669
その他の項目				
減価償却費	7,945	6,105	4,956	19,007
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	30,997	23,819	17,989	72,807

(注) セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

4 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	1,783,813	1,771,669
全社資産	1,420,576	1,912,753
財務諸表の資産合計	3,204,390	3,684,422

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、投資有価証券によるものであります。

【関連情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
公立大学法人大阪府立大学	768, 920	CM事業
(株)モルガン・スタンレー・トーキョー・プロパティーズ	601, 115	オフィス事業

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
T I S (株)	537, 167	オフィス事業
公立大学法人大阪府立大学	519, 105	CM事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	139.99円	140.83円
1株当たり当期純利益金額	3.09円	4.78円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	3.08円	4.77円

（注）算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	1,593,799	1,600,312
普通株式に係る純資産額（千円）	1,564,851	1,574,809
差額の主な内訳（千円）		
新株予約権	28,948	25,503
普通株式の発行済株式数（千株）	12,712	12,716
普通株式の自己株式数（千株）	1,533	1,533
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	11,178	11,182

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	34,516	53,380
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益	34,516	53,380
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,178	11,178
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	3.08	4.77
当期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加数（千株）	13	13
（うち新株引受権）	（ 4）	（ 4）
（うち新株予約権）	（ 9）	（ 9）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権（新株予約権の数432,800株）	第3回新株予約権（新株予約権の数166,400株）

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
投資有価証券	その他有価証券	株式会社インフォラボ	35	8,243
		計	35	8,243

【その他】

投資有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等 （口）	貸借対照表計上額 （千円）
		（投資事業有限責任組合出資金） S B I ブロードバンドファンド1号	1	59,782
		計	1	59,782

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末 残高（千円）
有形固定資産							
建物	58,416	47,108	49,031	56,493	12,186	7,430	44,306
工具器具・備品	60,320	23,257	31,658	51,919	29,997	8,236	21,922
有形固定資産計	118,736	70,365	80,689	108,413	42,184	15,666	66,228
無形固定資産							
商標権	329	—	—	329	175	32	153
ソフトウェア	17,247	2,441	2,709	16,979	9,605	3,307	7,374
電話加入権	1,467	—	—	1,467	—	—	1,467
無形固定資産計	19,044	2,441	2,709	18,776	9,780	3,340	8,995
長期前払費用	2,533	3	175	2,361	—	—	2,361

（注） 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 本社移転工事 47,108千円

工具器具・備品 本社移転による購入 20,656千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 本社移転による除却 8,249千円

工具器具・備品 本社移転による除却 1,738千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	67,924	114,000	1.1	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	229,992	302,998	1.1	平成25年～28年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	297,916	416,998	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	116,084	111,884	63,992	11,038

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	91,655	129,723	91,655	—	129,723
役員退職慰労引当金	183,424	10,483	3,899	—	190,007
工事損失引当金	11,371	3,104	6,157	—	8,318

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

	第1四半期 累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	第2四半期 累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	第3四半期 累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	第32期 事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高 (千円)	592,592	1,468,612	2,966,476	4,874,988
税引前当期純利益金額 又は税引前四半期純損失 金額(△) (千円)	△101,655	△96,527	△24,334	121,916
当期純利益金額又は四半 期純損失金額 (△) (千円)	△60,472	△56,795	△21,825	53,380
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり四半 期純損失金額(△) (円)	△5.41	△5.08	△1.95	4.78

	第1四半期 会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	第2四半期 会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)	第3四半期 会計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)	第4四半期 会計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり四半期純利益 金額又は1株当たり四半 期純損失金額(△) (円)	△5.41	0.33	3.13	6.73

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	定款第5条（公告方法）に次の通り規定しております。 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.meiho.co.jp/ir/e_announce/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）定款第9条（単元未満株主の権利制限）に次の通り規定しております。

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第31期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

平成23年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第31期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

平成23年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第1四半期（第32期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

平成23年8月10日関東財務局長に提出

第2四半期（第32期）（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年11月10日関東財務局長に提出

第3四半期（第32期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）

平成24年2月9日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成23年6月29日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月26日

明豊ファシリティワークス株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	森 岡 健 二	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	山 村 浩太郎	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	遠 藤 洋 一	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、明豊ファシリティワークス株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、明豊ファシリティワークス株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月26日

【会社名】 明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】 Meiho Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼会長 坂田 明

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役経営企画本部長 大島 和男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番地9号

(本店所在地が、平成23年9月19日付けで東京都千代田区麴町五丁目4番地から上記に移転しております。)

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長兼会長坂田明及び当社最高財務責任者常務取締役大島和男は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、前事業年度の売上高の金額のうち概ね2／3に達する本社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上債権及び工事原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月26日

【会社名】 明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】 Meiho Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼会長 坂田 明

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役経営企画本部長 大島 和男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番地9号

(本店所在地が、平成23年9月19日付けで東京都千代田区麴町五丁目4番地から上記に移転しております。)

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長兼会長坂田明及び当社最高財務責任者常務取締役大島和男は、当社の第32期（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。